

固定資産税の土地評価替えについて

〜土地の評価方法が統一されます〜

平成21年度は、3年ごとに行われる固定資産税の評価替えの年にあたります。今回の評価替えは、平成18年1月の町村合併後、初の本格的な評価替えとなります。本町においても、評価の均衡、税負担の公平性を図るため、旧町村ごとに異なっていた土地の評価を航空写真や地積図、公図、現場写真などを活用し、評価の統一を行いました。これにより雑種地の評価額・税額が変動する場合がありますが、所有者・納税者の皆様ご理解ご協力の方よろしくお願いいたします。

1、固定資産税の評価替えとは？

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日といえます）現在で、土地・家屋・償却資産（事業用資産）を所有している方に課税される町税です。固定資産税は、固定資産の価格、すなわち「適正な時価」を課税標準額として課税されるものです。

本来であれば毎年度評価替えを行い、その結果をもとに課税を行うことが理想的ではありませんが、膨大な数の土地・家屋について毎年度評価を見直すことは実務的に困難であり、課税事務の簡素化、コストを最小に抑える必要もあること等から、土地・家屋については、原則として3年間評価額を据え置く制度、つまり3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。

この3年に一度の評価替えを行う年度を「基準年度」といい、今回の平成21年度がその基準年度にあたり、評価替えが行われました。

2、評価の統一が必要な事項

平成18年度の評価替えは合併直前であったため、旧町村の評価替えの内容で実施されました。平成21年度の評価替えで、新町の固定資産評価事務の均衡を図り、課税の原則である「公平性」を確保します。

①地目の認定

同じように利用している土地であっても地域によって異なった基準で地目認定されおり、統一的な基準を定め、改めて地目の認定を行いました。この地目の見直しにより、課税地目が変更された土地では評価額が大きく見直される場合があります。

②雑種地の評価

駐車場や資材置場などの雑種地は、各地域別々の評価方法となっていました。統一した評価とするため評価方法を見直しました。

評価方法の統一により、宅地周辺の駐車場、資材置場などは宅地に準じた評価となるので、評価額が大きく上昇する場合があります。

3、雑種地の評価方法の統一

雑種地は、それぞれの地域ごとに異なった評価方法となっていました。今回の評価替えで統一した評価を行いました。

◆雑種地とは◆

雑種地とは、田・畑・宅地・池沼・山林・原野のいずれにも該当しない土地を言い、大きく次の3つに分類されます。

①ゴルフ場等用地

ゴルフ場など広大な土地を造成して、各種の催し物的な事業などの用に供する土地

②鉄軌道用地

鉄道の線路敷や駅舎など鉄道にかかる運送の用に供する土地

③その他の雑種地／①、②以外の雑種地

その他の雑種地には、駐車場や資材置場などの比較的宅地に近い利用の状況から、不毛地や荒地のような山林や原野に近い状況にあるものまで様々。

◆雑種地の評価方法◆

その他の雑種地の評価は、その位置や利用

状況に応じて、近くの同じような土地の価額に準じて求めます。これを比準するといいますが、これまではそれぞれの地域ごとに比準する土地の基準が異なっており、状況に応じた補正の基準も異なっていました。

そこで、税負担の公平性を保つ必要から評価の方法を統一することにしました。

◆雑種地の比準◆

雑種地の比準は、次のようになっております。

① 宅地周辺にある場合や駐車場、資材置場、菜園、私道など宅地に近い利用状況にある場合には、「宅地価格」に比準して価格を求める。「宅地比準雑種地」となります。

② 農地や山林周辺にあり、これらに近い利用状況にある場合は、「農地」や「山林」に比準して価格を求める。「農地比準雑種地」となります。

今回の評価方法の統一は、合併後の八重瀬町として評価の均衡化、適正化、公平化を図ることを目的に、これまでの旧町村ごとの評価基準の一元化を図りました。

評価の統一を行うことで一部の方については税額が増える場合もありますが、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

《問い合わせ先》 税務課 固定資産係

TEL 998-9593



平成21年

経済センサス・基礎調査

平成21年 7月1日(水)です

全国すべての事業所および企業が調査の対象です。

6月から調査員がお伺いします。

調査により、日本の経済活動の実態を明らかにします。
 ・調査結果を統計法に規定された目的以外に使用することは法律で禁止されています。安心してご協力ください。



総務省統計局 沖縄県 八重瀬町

家電リサイクル法の対象品目が追加されます!!

家電リサイクル法改正により、平成21年4月1日から、薄型テレビ（液晶・プラズマ式）及び衣類乾燥機が対象品目に追加されます。



衣類乾燥機
液晶テレビ
プラズマ(PDP)テレビ

町では、周知期間（4/1～6/30）は粗大ごみとして収集しますが、7月1日以降は家電リサイクル法対象品目として収集しません。

7月1日以降に廃棄される方は、購入された家電店に引き取りを依頼して下さい。

お問い合わせ

住民環境課（東風平庁舎）

TEL 998-8203

児童手当現況届のお知らせ

現況届とは6月1日における児童の養育状況や所得の確認をし、引き続き児童手当の受給要件があるかを調査するものです。

対象者

児童手当を受給している方（事前に通知します。）

届出しないと

6月分からの児童手当の支給が停止となります。

注意

前年の所得が申告されていない場合や、必要書類が提出されない場合も支給が停止になります。

お問い合わせは、
 八重瀬町役場児童家庭課（本庁）
 児童手当係

TEL 998-7163